

名誉顧問及び顧問に関する規程

第1条 [目的]

本規程は、一般社団法人ホッケージャパンリーグ（以下「本法人」という）の定款第44条に定める名誉顧問及び顧問について、その選任の基準、任期を明確にすることにより、円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条 [名誉顧問]

(1) 定款第44条に定める名誉顧問（以下「名誉顧問」という）は、日本ホッケー界の発展向上のために有益な助言を成し得る者として理事会で推薦し、総会の決議を経て理事長（チェアマン）が任命する。

(2) 名誉顧問は本法人の重要事項について理事長（チェアマン）の諮問に応じ、理事長（チェアマン）に対して意見を述べることができる。

(3) 名誉顧問の人数は若干名とする。

(4) 名誉顧問は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第3条 [顧問]

(1) 定款第44条に定める顧問（以下「顧問」という）は、日本ホッケー界の発展向上のために有益な助言を成し得る者として理事会で推薦し、総会の決議を経て理事長（チェアマン）が任命する。

(2) 顧問は本法人の重要事項について理事長（チェアマン）の諮問に応じ、理事長（チェアマン）に対して意見を述べることができる。

(3) 顧問の人数は若干名とする。

(4) 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第4条 [任期]

名誉顧問及び顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第5条 [解職]

(1) 名誉顧問又は顧問が、本法人の名誉を傷つけるなど、資質を著しく欠くに至ったと見られる場合、総会の決議により、これを解職することができる。

(2) 前項の決議は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経て、理事長（チェアマン）が解職することができる。

第 6 条[改正]

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

[附則]

本規定は、2021 年 6 月 21 日から施行する。